



# 宮 崎 県 公 報

平成28年1月12日（火曜日） 第 2758 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○行政不服審査法施行条例の施行期日を定める規則……………（行政経営課） 1	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………（税務課） 1	
○訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………（労働政策課） 1	
<b>告 示</b>	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障がい福祉課） 2	

○保安林の指定予定の通知（4件）……………（自然環境課） 2	
○保安林の指定解除の予定の通知……………（ “ ） 3	
○保安林の指定施業要件の変更（2件）……………（ “ ） 3	
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 4	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ “ ） 5	
○土砂災害警戒区域の指定の解除……………（ “ ） 5	
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………（商工政策課） 6	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………（農村整備課） 6	
○入札公告…………… 7	

## 規 則

行政不服審査法施行条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成28年1月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第3号

#### 行政不服審査法施行条例の施行期日を定める規則

行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）の施行期日は、平成28年4月1日とする。

宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成28年1月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第4号

#### 宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

宮崎県税条例の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第48号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成28年4月1日とする。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年1月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第5号

#### 訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年宮崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して</p>	<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して</p>

支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）附則第2項に定める日（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日）までとする。

(1)～(3) [略]

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）

(5)～(16) [略]

2～4 [略]

支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）附則第2項に定める日（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日）までとする。

(1)～(3) [略]

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）

(5)～(16) [略]

2～4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第10号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
永田昌彦	医療法人高見会木城クリニック	木城町	循環器科、内科、胃腸科、外科	平成28年1月1日
谷口靖子	医療法人同仁会谷口病院	日南市	耳鼻咽喉科	平成28年1月1日
加藤貴保子	一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院	都城市	眼科	平成28年1月1日
岡村樹里	医療法人社団嘉祥会	延岡市	内科	平成28年1月1日

岡村病院				
田中松平	医療法人社団杉杏会杉本病院	延岡市	内科、循環器科、リハビリテーション科	平成28年1月1日
小溝崇史	医療法人明和会宮田眼科病院	都城市	眼科	平成28年1月1日
澤部俊之	一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団延岡リハビリテーション病院	延岡市	呼吸器内科、内科	平成28年1月1日

宮崎県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字小原 755-3・755-34・字竹ノ平 778-5（以上3筆について次の

図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第12号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字今立 240-4（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第13号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字尾春 144-12、144-27、144-29、字一番之久保 262-12、262-13、字椎葉 378-6、378-63

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第14号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字鶴 110-5、112-1、112-5、112-8、112-13

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。字鶴 112-5・112-8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第15号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所 小林市野尻町東麓字大平山5884-8

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 宮崎県告示第16号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字野首4410-1、字大塚4549-3

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字野首4410-1・字大塚4549-3（以上2筆について次の

図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第17号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字向内野々1526-2から1526-5、1526-10、1526-12、1526-13、1545-2、1546-1、1547-1、1547-3、1548-1、1548-3、1548-4、1549、1550、字内野々1562-1、1568-1、1568-3、1574-1、1577-1、1584-2、1585-1、1590-1、字高野ノ谷1621-1から1621-3、1621-5、1622、1623-1から1623-3、1623-5、1623-8、1624、1625-1、1625-2、1625-6、1626-1、1628、1630-1、1632、1633-6から1633-8、1635-1、1635-4、1637-1、1637-3、1638-1、1638-2、1638-4、1640-1、1642-1、1642-5、字風穴1649-1、1649-4、1649-7、字論田1695-1、1696、1697、1699-2

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第18号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	山森上川	11-441-1-069	土石流
	堂ノ川川	11-441-1-070	土石流
	笹之都川	11-441-1-071	土石流
	宮ノ地川	11-441-2-044	土石流
	山森下川	11-441-2-045	土石流
日之影町	西深角川(1)	11-442-2-028	土石流
	布川(2)	11-442-2-029	土石流
	布川(1)	11-442-2-030	土石流
	西深角川(2)	11-442-2-031	土石流
	東深角川(3)	11-442-2-035	土石流
	東深角川(4)	11-442-2-036	土石流
高千穂町	五ヶ村	I-1-1881	急傾斜地の崩壊
	五ヶ村-新①	I-1-1881-新①	急傾斜地の崩壊
	神楽尾	I-1-1887	急傾斜地の崩壊
	五ヶ村東	I-1-3731	急傾斜地の崩壊
	東平-1	I-1-3751	急傾斜地の崩壊
	日之影町	西深角-1	I-1-3760
西深角-1-新①		I-1-3760-新①	急傾斜地の崩壊
西深角(2)		II-1-1917	急傾斜地の崩壊
古園		II-1-2263	急傾斜地の崩壊
尾谷		II-1-8230	急傾斜地の崩壊
東深角-1		II-1-8231	急傾斜地の崩壊
東深角-2		II-1-8232	急傾斜地の崩壊
古園-1	II-1-8245	急傾斜地の崩壊	

	古園 - 2	Ⅱ - 1 - 8246	急傾斜地の崩壊	日之影町	西深角 - 1	I - 1 - 3760	急傾斜地の崩壊
	古園 - 3	Ⅱ - 1 - 8247	急傾斜地の崩壊		西深角 - 1 - 新①	I - 1 - 3760 - 新①	急傾斜地の崩壊
	水の本 - 1	Ⅱ - 1 - 8285	急傾斜地の崩壊		西深角 (2)	Ⅱ - 1 - 1917	急傾斜地の崩壊
	水の本 - 2	Ⅱ - 1 - 8286	急傾斜地の崩壊		尾 谷	Ⅱ - 1 - 8230	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第19号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	山森上川	11-441-1-069	土石流
	堂ノ川川	11-441-1-070	土石流
	笹之都川	11-441-1-071	土石流
	宮ノ地川	11-441-2-044	土石流
	山森下川	11-441-2-045	土石流
日之影町	西深角川(1)	11-442-2-028	土石流
	布川(2)	11-442-2-029	土石流
	西深角川(2)	11-442-2-031	土石流
	東深角川(3)	11-442-2-035	土石流
	東深角川(4)	11-442-2-036	土石流
高千穂町	五ヶ村	I-1-1881	急傾斜地の崩壊
	五ヶ村-新①	I-1-1881-新①	急傾斜地の崩壊
	神楽尾	I-1-1887	急傾斜地の崩壊
	五ヶ村東	I-1-3731	急傾斜地の崩壊
	東平-1	I-1-3751	急傾斜地の崩壊

	東深角 - 1	Ⅱ - 1 - 8231	急傾斜地の崩壊
	東深角 - 2	Ⅱ - 1 - 8232	急傾斜地の崩壊
	古園 - 1	Ⅱ - 1 - 8245	急傾斜地の崩壊
	古園 - 2	Ⅱ - 1 - 8246	急傾斜地の崩壊
	古園 - 3	Ⅱ - 1 - 8247	急傾斜地の崩壊
	水の本 - 1	Ⅱ - 1 - 8285	急傾斜地の崩壊
	水の本 - 2	Ⅱ - 1 - 8286	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第20号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成19年宮崎県告示第338号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	迎 町	I-1-1792	急傾斜地の崩壊
	栃 屋	Ⅱ-1-2253	急傾斜地の崩壊
	栃屋 - 1	Ⅱ-1-7956	急傾斜地の崩壊
	田原 - 1	I-1-3745	急傾斜地の崩壊
	田原 - 2	I-1-3746	急傾斜地の崩壊
	上愛宕平 - 1	Ⅱ-1-7998	急傾斜地の崩壊
	上愛宕平 - 2	Ⅱ-1-7999	急傾斜地の崩壊

黒 口	I - 1 - 2255	急傾斜地の崩壊
中 原	II - 1 - 1797	急傾斜地の崩壊
今狩平 - 1	II - 1 - 8000	急傾斜地の崩壊
松ノ廻平 - 1	II - 1 - 8002	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス大塚台店  
宮崎市大塚町池ノ内1123番1、1123番13、1123番21、1123番26
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年8月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,713.9㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
敷地南東側 71台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 6台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南側 27㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗内南側 9.18㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 敷地南側、東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成27年12月24日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成28年1月12日から平成28年5月12日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - (2) 期間  
平成28年1月12日から平成28年5月12日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 寛 昭	宮崎市清武町船引7238番地
理 事	妻 木 和 徳	宮崎市清武町船引7104番地口
理 事	長 友 典 幸	宮崎市清武町船引6638番地
理 事	田 代 敏 徳	宮崎市清武町船引7074番地 3
理 事	田 代 浩 一	宮崎市清武町船引1000番地 8
理 事	黒 木 宗 男	宮崎市清武町船引7306番地 1
理 事	長 友 良 記	宮崎市清武町船引7137番地
理 事	松 田 貞 夫	宮崎市清武町加納丙1377番地 1
理 事	長 友 正 人	宮崎市清武町船引6813番地
理 事	谷 口 秀 和	宮崎市清武町船引6626番地

監 事	黒 木 政 章	宮崎市清武町船引7261番地
監 事	野 崎 定 政	宮崎市清武町船引1249番地

（任期：平成29年3月31日まで）

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 寛 昭	宮崎市清武町船引7238番地
理 事	妻 木 和 徳	宮崎市清武町船引7104番地ロ
理 事	長 友 典 幸	宮崎市清武町船引6638番地
理 事	田 代 敏 徳	宮崎市清武町船引7074番地 3
理 事	田 代 浩 一	宮崎市清武町船引1000番地 8
理 事	黒 木 宗 男	宮崎市清武町船引7306番地 1
理 事	長 友 良 記	宮崎市清武町船引7137番地
理 事	松 田 貞 夫	宮崎市清武町加納内1377番地 1
理 事	長 友 正 人	宮崎市清武町船引6813番地
理 事	谷 口 秀 和	宮崎市清武町船引6626番地
監 事	黒 木 政 章	宮崎市清武町船引7261番地
監 事	野 崎 定 政	宮崎市清武町船引1249番地

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年1月12日

宮崎県総合農業試験場長 山 内 年

### 1 競争入札に付する事項

- 調達件名 宮崎県総合農業試験場で使用する電気
- 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 供給期間 平成28年4月1日午前0時から平成29年3月31日午後12時まで
- 供給場所 宮崎県総合農業試験場
- 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 平成27年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他であること。
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

### 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- 申請書類の受付期間 平成28年1月12日から平成28年2月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所及び期間

- 場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985(73)2121
- 期間 平成28年1月12日から平成28年2月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### 5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- 交付場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- 交付期間 平成28年1月12日から平成28年2月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- 提出場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- 提出期限 平成28年2月24日午後5時
- 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

### 7 開札の場所及び日時

- 場所 宮崎県総合農業試験場管理棟第2会議室 宮崎市佐土原町下那珂5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985(73)2121
- 日時 平成28年2月25日午前10時

### 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

### 9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### 10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

### 11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合農業試験場管理課総務担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成28年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used at the Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m.24 February, 2016
- (3) Contact point for the notice:Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute, 5805 Shimonaka, Sadowara Town, Miyazaki City, 880-0212 Japan. TEL:0985-73-2121